



栃木県公報

平成26年
12月22日(月)
号外
第76号

目次

教育委員会

- 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 1
- 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正…………… 3
- 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正…………… 3

人事委員会

- 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正…………… 4
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正…………… 4
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正…………… 7
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正…………… 8

教育委員会

栃木県教育委員会規則第十三号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県教育委員会

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十四イの表中

62
62
62
62
63
63
63
63
64
64
64
64
65
65
65
65
65
65
65
65
66
66

を

61
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
64
64
64
64
64
64
64
65
65
65
65
65

に

59
59
59
59
59
60
60
60
60
60
60
60
61
61
61

を

58
59
59
59
59
59
59
60
60
60
60
60
60
60
60

に改め、別表第十四ロの表中

66	65	61	61
66	66	62	61
66	66	62	61
66	66	63	61
66	66		
67	66		
67	66		
67	67		
67	67		
67	67		
67	67		
67	67		
67	67		
68	67		

46	45	90	74	91	74
47	46	91	74	91	74
48	46	91	75	92	74
49	47	91	75	92	75
49	47	92	75	92	75
50	48	92	75	93	75
50	48	92	76	93	75
51	49	93	76	94	75
51	50	93	76	94	75
52	51	94	76	95	76
		95	77	95	76
		96	77	96	76
		96	77	96	76
		97	77	97	76
		97	77	97	77
		98	77	97	77
		98	78	98	77
		98	77	98	77
		99	78	98	77
		100	78	99	77
		101	79	99	77

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に教育委員会が人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

栃木県教育委員会規則第十四号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県教育委員会

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十五年栃木県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項から第四項までを削る。

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条から第六条まで 削除

第十一条第一号中「六千四百円」を「八千円」に、「一万二千八百円」を「一万六千円」に改め、同条第二号及び第三号中「六千円」を「七千五百円」に改め、同条第四号中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同条第五号イ中「千円」を「千二百五十円」に改め、同号ロ中「二千円」を「二千五百円」に改め、同号ハ中「三千円」を「三千七百五十円」に改める。

第十三条及び第十三条の二を削り、第十四条を第十三条とする。

附 則

この規則中第十一条の改正規定は平成二十七年一月一日から、第三条から第六条までの改正規定並びに第十三条及び第十三条の二を削り、第十四条を第十三条とする改正規定は同年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第十五号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県教育委員会

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十四年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

特別支援学校	(1) 教育職員のうち、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（特別支援教育に直接従事することを本務とする者に限る。）並びに養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	一・二五
	(2) 教育職員のうち、校長及び教頭並びに教育職員以外の職員のうち、学校司書及び学校栄養士	一
小学校及び中学校	学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十一条に定める特別支援学級を担当し、又は同条第三項の規定により派遣され、特別支援教育に直接従事することを本務とする者	一・二五

を

特別支援学校	教育職員のうち、校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（特別支援教育に直接従事することを本務とする者に限る。）並びに教育職員以外の職員のうち、学校司書及び学校栄養士	一
小学校及び中学校	学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十一条に定める特別支援学級を担当し、又は同条第三項の規定により派遣され、特別支援教育に直接従事することを本務とする者	一

大田原市 立金丸小 学校北金 丸分校及 び大田原 市立金田 南中学校 北金丸分 校	教頭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（児童生徒の教育に直接 従事する者に限る。）並びに養護教諭及び養護助教諭	一	に改める。
---	---	---	-------

別表第二一の表中「8,900円」を「9,000円」に、「11,000円」を「11,100円」に、「12,100円」を「12,200円」に改め、別表第二口の表中「10,900円」を「11,000円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,700円」を「11,800円」に改め、別表第二八の表中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第二三の表中「9,600円」を「9,700円」に改め、別表第二ホの表中「8,000円」を「8,100円」に改め、別表第二くの表中「6,696円」を「6,790円」に、「8,676円」を「8,779円」に、「11,434円」を「11,500円」に、「12,100円」を「12,200円」に改め、別表第二トの表中「6,696円」を「6,790円」に、「7,398円」を「7,501円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,700円」を「11,800円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。
- 改正後の別表第二の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(教職員課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十八号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二一の表中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第二口の表中「8,700円」を「8,800円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,500円」を「11,600円」に改め、別表第二八の表中「11,600円」を「11,700円」に改め、別表第二三の表中「15,500円」を「15,600円」に改め、別表第二ホの表中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第二くの表中「8,000円」を「8,100円」に、「10,300円」を「10,400円」に改め、別表第二トの表中「6,304円」を「6,394円」に、「8,361円」を「8,446円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第二チの表中「6,309円」を「6,399円」に、「8,329円」を「8,424円」に、「11,600円」を「11,700円」に改め、別表第二リの表中「15,500円」を「15,600円」に改め、別表第二ヌの表中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第二ルの表中「6,898円」を「7,002円」に、「8,122円」を「8,230円」に、「10,300円」を「10,400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料等の支給に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第十九号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三イの表中

69	68	51	50
69	69	51	51
70	69	51	51
70	69	52	51
71	70	52	51
71	70	52	52
72	70	52	52
72	71	53	52
73	71	53	52
73	71	53	52
74	72	53	53
74	73	54	53
75	74	54	53
		55	53

を

に

を

に改める。

別表第二十三ロの表中

94	93	69	68
95	94	69	68
96	94	69	68
97	95	69	68
98	95	69	69
99	96	69	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
101	97	70	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	98		
101	99		
101	100		
101	100		
62	61	47	46
62	62		40
62	62		39

を

に

を

に改める。

別表第二十三八の表中

63
63
63
64
64
64
65

を

62
62
63
63
63
63
64

に、

47
48
48
49

を

46
47
47
47

に、

40
41
41
42
42
43

を

40
40
40
41
41
41

に

改める。

別表第二十三くの表中

90
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
95
95
95
95
96
96
96
97
97
98
98
99

を

89
90
90
90
90
91
91
91
91
91
92
92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95
96
96
96
97

に、

86
86
86
87
87
87
88
88
88
88
89
89
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95

を

85
86
86
86
86
87
87
87
87
87
87
88
88
88
88
89
89
90
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93

に、

43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
46
46
47

を

42
43
43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45

に

改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けるこ

ととなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

栃木県人事委員会規則第二十号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 種	2 種	3 種
	円	円	円
1 年 未 満	412, 200	366, 700	307, 000
1年以上2年未満	412, 200	366, 700	307, 000
2年以上3年未満	412, 200	366, 700	307, 000
3年以上4年未満	412, 200	366, 700	307, 000
4年以上5年未満	412, 200	366, 700	307, 000
5年以上6年未満	412, 200	366, 700	307, 000
6年以上7年未満	412, 200	366, 700	307, 000
7年以上8年未満	412, 200	366, 700	307, 000
8年以上9年未満	412, 200	366, 700	307, 000
9年以上10年未満	412, 200	366, 700	307, 000
10年以上11年未満	412, 200	366, 700	307, 000
11年以上12年未満	412, 200	366, 700	307, 000
12年以上13年未満	412, 200	366, 700	307, 000

13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「百分の百七十五」を「百分の二百五」に改め、同条第二号中「百分の六十五」を「百分の七十五」に、「百分の八十五」を「百分の九十五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。